

平成26年度 第1回

佐倉市環境審議会

会 議 資 料

(1) 佐倉市環境審議会傍聴要領

(2) 佐倉市の環境施策について

(3) 佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）〔概要版〕

期 日 平成26年5月23日（金）13：30～

会 場 佐倉市役所 議会棟 全員協議会室

(1)

傍 聴 要 領

佐倉市環境審議会

1 傍聴手続

- (1) 傍聴の受付は、当日、先着順に行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (2) 傍聴の受付は、会議開始15分前から会議開始までとします。

2 会議を傍聴するに当たって、守っていただく事項

- (1) 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、議長及び職員の指示に従ってください。
- (2) 会場内では、発言、質問等はできません。
- (3) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないでください。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、議長が認めた場合は、この限りではありません。
- (5) 会場内において、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を携帯したり、はち巻、腕章等を着用しないでください。
- (6) その他会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為はしないでください。

3 会場の秩序維持

傍聴人が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わない時は、退場していただく場合があります。

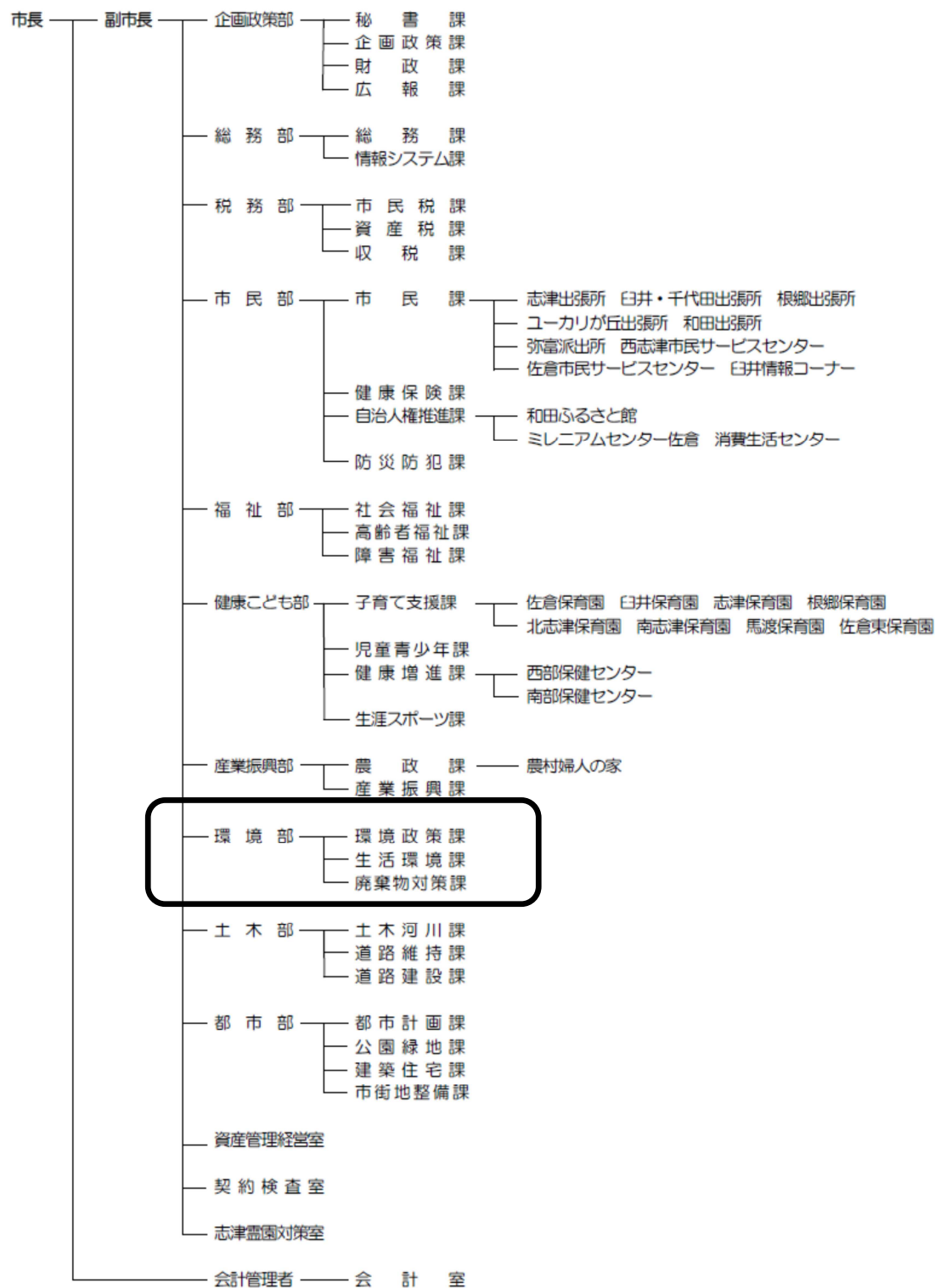
(2) 佐倉市の環境施策について

■ 1_佐倉市の行政組織

佐倉市行政組織図

平成26年 4月 1日

【市長事務局】



■ 2_環境部 3 課の所管業務

所属名	所管する業務（事務分掌）
環境政策課	(1) 環境保全施策の調査研究、企画及び調整に関すること。 (2) 環境基本計画に関すること。 (3) 環境影響評価の意見総括に関すること。 (4) 環境審議会に関すること。 (5) 自然環境の保全（他の所管に係るものを除く。）に関すること。 (6) 自然公園に関すること。 (7) 印旛沼の水質浄化に関すること。 (8) 地球温暖化対策に関すること。 (9) 鳥獣の飼養登録に関すること。
生活環境課	(1) 空き地の雑草等の除去に関すること。 (2) 狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）に関すること。 (3) 墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等に関すること。 (4) 快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に係る総合調整に関すること。 (5) 合併浄化槽の設置及び維持管理の助成並びに普及促進に関すること。 (6) し尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬及び処分に関すること。 (7) 公衆トイレ（他の所管に係るものを除く。）の設置及び管理に関すること。 (8) 専用水道、簡易専用水道及び小規模水道の規制等に関すること。 (9) 飲用井戸等の衛生対策に関すること。 (10) 環境対策及び公害防止の調査研究、企画及び調整に関すること。 (11) 公害の監視、測定、分析、規制及び苦情処理に関すること。 (12) 地質環境対策に関すること。 (13) 千葉県環境保全条例（平成 7 年千葉県条例第 3 号）に関すること。 (14) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）、悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）及び環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づく規制等に関すること。 (15) 佐倉市アスベスト含有成形板を使用する建築物等の解体工事等の届出等に関する条例（平成 18 年佐倉市条例第 33 号）に関すること。 (16) 放射線対策に係る計画に関すること。 (17) 放射線対策に係る総合調整に関すること。 (18) その他放射線対策に関すること。 (19) 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合との連絡調整に関すること。 (20) 印旛衛生施設管理組合に関すること。 (21) その他環境衛生対策及び環境衛生に関すること。

所属名	所管する業務（事務分掌）
廃棄物対策課	（１） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に関する事。（産業廃棄物の処理及び生活環境課の事務分掌中第 6 号に掲げる事務を除く。） （２） 不法投棄に関する事。 （３） 土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する事。 （４） 一般廃棄物処理施設の整備計画に関する事。 （５） 廃棄物減量等推進審議会に関する事。 （６） 小篠塚一般廃棄物最終処分場に関する事。 （７） 佐倉市、酒々井町清掃組合に関する事。

■ 3_環境保全に関する条例、計画等について

【条例】

- ・ 佐倉市環境基本条例（別添）
- ・ 佐倉市環境保全条例（別添）
- ・ 佐倉市環境審議会条例（別添）
- ・ 佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例
- ・ 佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例
- ・ 佐倉市小規模水道条例
- ・ 佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例
- ・ 佐倉市空き地の雑草等の除去に関する条例
- ・ 佐倉市公害防止施設整備等促進条例
- ・ 佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- ・ 佐倉市産業廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例

【計画】

- ・ 佐倉市環境基本計画

「佐倉市環境基本条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を長期的かつ総合的な視点に立って推進するために策定する、佐倉市の環境保全における最も基本的な事項を定めた計画。

<平成 10 年 3 月策定。計画期間：平成 10 年度～30 年度>
- ・ 佐倉市地球温暖化対策地域推進計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、京都議定書目標達成計画を勘案し、佐倉市の自然的社会的条件に応じた、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定するもの。

<平成 20 年 3 月策定。計画期間：平成 20～29 年度>
- ・ 佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、佐倉市役所の事務及

び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減に取り組むために策定したもの。
＜平成 26 年 3 月策定。計画期間：平成 26～29 年度＞

・佐倉市生活排水対策推進計画（改訂版）

本市の生活排水対策を総合的かつ効率的に推進することを目的に、基本方針や目標ならびに実践目標を示したもの。

＜一次計画は平成 6 年 3 月策定。平成 21 年 3 月改訂。

目標年次：平成 29 年＞

・佐倉市谷津環境保全指針

印旛沼と谷津をめぐる水系の保全のための仕組みの基となる計画。

＜平成 18 年 3 月策定。計画期間：平成 18～30 年度＞

■ 4_所管事業と事業費について

●環境政策課

環境保全一般事務費 (493 千円)

環境に関する重要事項を市長の諮問により調査・審議するため、環境審議会を開催する。その他環境行政全般に関する一般事費。

印旛沼浄化運動事業 (704 千円)

印旛沼の水質改善を図るため、生活排水対策推進計画に基づき、家庭からの生活排水の対策や沼の環境改善についての啓発活動等を進める。

環境学習推進事業 (384 千円)

環境学習の一環として、湧水などの水環境や谷津の生物を観察する学習会や環境講座を実施する。

畔田谷津保全事業 (1,313 千円)

佐倉市谷津環境指針に基づき、佐倉の特徴的な自然である谷津環境の保全と活用を図る施策を実施する。(仮)佐倉西部自然公園予定区域内にある畔田沢の谷津について保全整備事業を実施する。

地球温暖化対策事業 (37 千円)

市役所の事務及び事業における温室効果ガス削減を図る。

地球温暖化防止啓発事業 (348 千円)

市民生活における温室効果ガス削減の支援、啓発を図る。

自然環境施設保全事業	(3,333 千円)
直弥公園ほか5か所のビオトープの管理を行う。	
住宅用太陽光発電設備導入促進事業	(7,000 千円)
住宅用太陽光発電設備設置費用に対する助成を行う。	
住宅用省エネルギー設備導入促進事業	(2,500 千円)
住宅用省エネルギー設備設置費用に対する助成を行う。	
●生活環境課	
生活環境一般事務費	(485 千円)
生活環境に関する一般事務費	
公害防止対策事業	(17,115 千円)
騒音・振動・大気汚染・水質汚濁等の調査及び公害防止対策事業に伴う測定機器の保守点検並びに職員の資質向上のための各種研修受講等を行う。	
水質汚濁防止対策事業	(10,226 千円)
有機塩素系化合物による地下水汚染の汚染機構解明調査及び浄化対策等を実施する。	
放射性物質対策事業	(16,215 千円)
原子力発電所事故による放射性物質の飛散により市民の不安が高まっており、放射線量の測定や放射性物質の除染等実施する。	
公衆トイレ維持管理事業	(5,274 千円)
ＪＲ佐倉駅前南口、ＪＲ佐倉駅前観光情報センター、京成佐倉駅前南口、京成佐倉駅前北口、上志津原の各公衆トイレの維持管理及び清掃を実施する。	
畜犬管理事業	(1,237 千円)
狂犬病予防法に基づく畜犬登録業務及び犬の飼い方等について啓発活動を実施する	
佐倉市・四街道市・酒々井町葬祭組合負担金	(114,937 千円)
さくら斎場の整備及び管理運営に対する負担金を支出する。	
迷惑防止推進事業	(326 千円)
駅周辺の喫煙・ポイ捨て等マナー向上の啓発活動や、カミツキガメ等の引き取り処分を行う。	

専用・簡易専用水道管理事業 (487 千円)

専用水道・簡易専用水道の工事に際し、施設基準に適合するものであるかの審査、確認及び給水開始後立入調査等を行う。

公害監視測定機器整備事業 (5,698 千円)

環境観測用測定機器（気象観測装置、オゾン測定装置）の更新を行う。

合併浄化槽普及促進事業 (44,041 千円)

市内（下水道認可区域及び農業集落排水計画区域を除く）で合併処理浄化槽を設置する者及び合併浄化槽を適正に管理する者に補助金を交付する。

印旛衛生施設管理組合負担金 (139,096 千円)

広域的なし尿及び浄化槽汚泥の処理場の整備及び運営に対する負担。

**●環境保全課・生活環境課共通
職員人件費（環境保全関係職員分）** (207,373 千円)

環境保全関係職員分職員人件費

**●廃棄物対策課
清掃一般事務費** (682 千円)

廃棄物減量等推進審議会を開催する。その他清掃事業の一般管理費。

最終処分場管理事業 (14,785 千円)

清掃事務所、最終処分場の排水処理施設等の維持管理を行う。

一般廃棄物収集運搬事業 (605,372 千円)

家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬を行う。ごみの減量化・再資源化の促進を図る。

環境美化対策事業 (8,631 千円)

町内清掃等のボランティア活動の促進、不法投棄の処理など生活環境の改善を行う。ゴミゼロ運動の実施。（毎年5月下旬または6月上旬の日曜日に実施）

不法投棄対策事業 (12,016 千円)

産業廃棄物及び残土の不法投棄を防止するための監視員制度。

不法投棄監視事業 (1,008 千円)

産業廃棄物及び残土の不法投棄を未然に防止するために、不法投棄監視員を設置し、パトロールを週1回程度実施する。

減量化推進事業 (33, 277 千円)

資源回収協力団体活動の支援を通じて、市民の廃棄物の減量、リサイクル意識の高揚に努める。

佐倉市、酒々井町清掃組合負担金 (734, 375 千円)

一般廃棄物の中間処理場及び最終処分場の整備及び運営に対する負担。

職員人件費（清掃関係職員分） (106, 203 千円)

清掃関係職員分職員人件費

【※参考】佐倉市一般会計当初予算に占める環境部予算の割合について

平成 26 年度の佐倉市一般会計当初予算に占める環境部予算の割合は、4.4%。

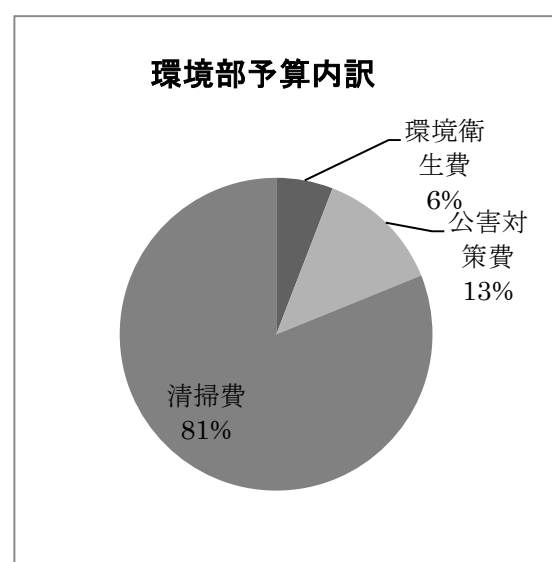
① 佐倉市一般会計当初予算額
(平成 26 年度)
47, 344, 000 千円…①

② 環境部
2, 094, 971 千円…②

②／①×100=4.42%

【内訳】

環境衛生費	122,746 千円
公害対策費	272,739 千円
清掃費	1,699,486 千円



(3) 佐倉市地球温暖化対策実行計画（概要版）

1. 計画策定の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、温室効果ガス排出量の削減に取り組むための法定計画です。計画の策定には、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」により、佐倉市役所は、特定事業者としてエネルギー消費原単位を年平均1%以上低減させる努力目標が課されていることを考慮します。

2. 計画期間

平成26年度から平成29年度までの4年間とします。

3. 基準年度

平成24年度とします。

4. 対象範囲

市が行う事務事業とします。

※指定管理者制度等により管理運営を行っている施設も対象。

5. 対象とする温室効果ガス

「二酸化炭素（CO₂）」とします。

※市の事務事業における温室効果ガス排出量の99.7%を占める「二酸化炭素」を対象とします。

温室効果ガス	二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	ハイドロフルオロカーボン類
年間排出量(CO ₂ 換算kg)	12,045,058.0	17,959.6	12,818.2	2,470.0
排出割合(%)	99.7	0.1	0.1	0.02

6. 削減目標

平成24年度（基準年度）比で1%以上の削減を目指します。

（平成21年度比で8%以上削減します。）

平成24年度

基準排出量
12,078t

1%以上削減

平成29年度

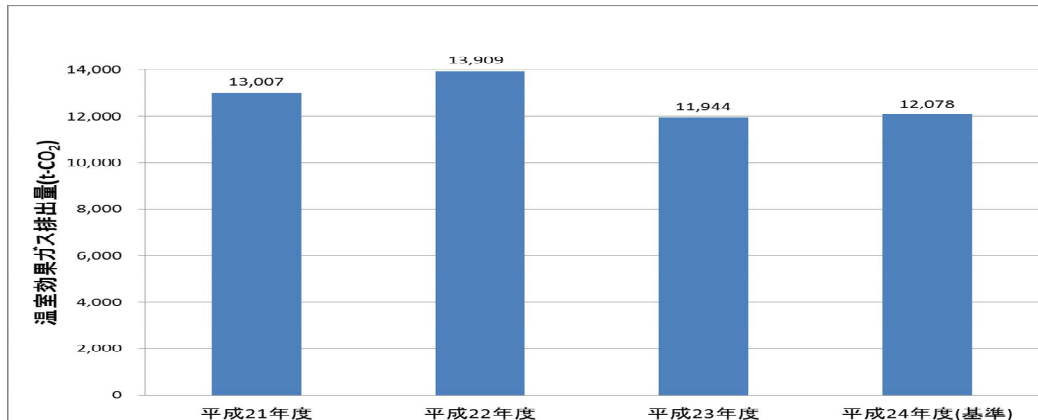
目標排出量
11,958t

※平成21年度比では、平成29年度までに1,049tを削減する。

7. 温室効果ガス排出量の削減に向けた本市の取組

施設の建替えや新築事業等に合わせて、再生可能エネルギーの活用を図っています。また、ファシリティマネジメントを推進し、節電を図るとともに、施設に関する情報把握等を目的として、BIMMSを導入しています。このほか、ESCO事業導入、照明のLED化等を進めました。

◎市有施設からの温室効果ガス排出量の経年推移



8. 取組方針

(1) 市有施設におけるエネルギー使用量の削減

電気機器・設備等の適正使用を行います。

(2) 公用車の利用における取組

環境に配慮した自動車の導入を進め、エコドライブの徹底にも努めます。

(3) 市有施設の整備及び管理運営に係る取組

ESCO事業導入、省エネ改修、再生可能エネルギー等の利活用などを進めます。また、緑化の保全及び推進に努めます。

(4) 職員の温室効果ガス排出量削減に向けた意識の向上

毎年度職場内の取組を確認するとともに、結果を周知し、職員の意識向上に努めます。

9. 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、環境マネジメントシステムのPDCAサイクルを基本として、その進捗を管理します。

10. 推進体制

佐倉市地球温暖化対策推進本部でその進捗を管理するとともに、その進捗状況は、市民や事業者等に広く公表します。